

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和4年3月28日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 奥 谷 求
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	監査区分	対象事業・施設	対象期間
東広島市社会福祉協議会	財政援助団体	東広島市社会福祉協議会事業補助金 福祉サービス利用援助事業補助金 東広島健康福祉まつり事業補助金 東広島市地域住民グループ支援事業補助金 東広島市東広島熟年大学事業補助金	令和3年度 (令和3年8月末現在)
	指定管理者	東広島市総合福祉センター 東広島市福祉センター 東広島市地域福祉センター 東広島市安芸津地域福祉推進施設	

第2 監査の実施期間

令和3年10月15日から令和4年3月24日まで

第3 監査の着眼点

- 1 財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。
- 2 指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等については、監査時に口頭で指摘した。